

性犯罪に関する施策検討に向けた 実態調査ワーキンググループ (第2回)

- 第1 日 時 平成30年7月31日(火) 自 午後 零時59分
至 午後 2時12分
- 第2 場 所 法務省19階会議室
- 第3 議 題 犯罪被害者支援に携わっている弁護士からのヒアリング
「性犯罪被害者に求められる支援」
- 第4 議 事 (次のとおり)

○関口大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

ただ今から、「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」の第2回会合を開催します。

本日は、上谷さくら先生から「性犯罪被害者に求められる支援について」というテーマで御講演いただきます。

初めに上谷先生について御紹介します。上谷先生は、犯罪被害者支援弁護士フォーラム事務次長として、犯罪被害者支援をライフワークとして取り組まれておりまして、性犯罪被害者の実情のほか、幅広く犯罪被害者支援に関する知見をお持ちでいらっしゃいます。また、保護司、青山学院大学法科大学院実務家教員としても御活躍されております。

それでは、早速御講演いただきます。上谷先生、よろしく申し上げます。

○上谷さくら先生

ただ今御紹介いただきました弁護士の上谷です。今日は、このような機会を与えていただき、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

今日は、問題点を説明する際、事例を取り上げることがありますが、守秘義務やプライバシー保護の観点から、事例をかなり抽象化させていただきますことをご理解ください。

では、早速、昨年7月の刑法改正についてお話をします。

今回、刑法が改正されました。一部、「この部分が改正されなかった」などのマイナス点を指摘する声もありますが、私としては、実際に改正が行われたことが非常に大事であり、改正されたこと自体を高く評価したいと思います。

改正された中でまず、非親告罪になったという点が、私にとっては一番実務に影響があったと感じています。

弁護士として性犯罪被害者に対する対応の中で、これまで最も大変だったことの1つが、告訴が必要であることの説明でした。「告訴をするかどうか」という判断について、必ず警察や検察に聞かれるので、いきなり聞かれる前に私から説明します。ただ、それまでに事件の詳細や体調の悪化、会社や学校に行けなくなった等という話を被害者から聞いているので、そこからさらに被害者自身が事件にするかどうか決めなければならないという事実と直面することで、被害者の方がさらに精神不安定になったり、警察や司法に対して不信感を抱いたりすることが多かったわけです。「こんなにつらい実況見分をやったのに、自動的に裁判で加害者を裁いてくれるわけではないのですか」というところから始まります。私は、「なぜ親告罪になっているか」というところから説明するのですが、被害者からは、「事件にしてほしくなかったら、そもそも警察に行かないです」などと言われて、「そうだよ」と応じながらも、説明や説得が結構大変だったので、その必要がなくなったという点で、被害者支援を行う弁護士として、とても楽になりました。

刑法改正後に接した被害者に対して、随分打ち解けてきたり、事件が終わった後に、「昔は親告罪だったんですよ」と話をすると、「へえ、そんな時代があったのか」という反応です。被害者のそのような様子を見ると、親告罪というのはもう「過去の遺物になったのかな」と感じます。逆に、「これだけ長い間、親告罪としていた趣旨は何だったのか」と疑問に思うこともあります。もっと早く、非親告罪に改正しても、被害者の心情に寄り添って起

訴を控えるという判断もできたはずで、改正に踏み込むのが遅くなったことが、長い間、被害者の負担を重くしていたのかなと思っています。

ただ、親告罪でなくなったといっても、現実としては、相変わらず悪質な弁護活動があります。そして、今でも被害届の取下げを前提とする示談交渉があります。「裁判になるとみんなに名前が知られてしまうよ」とか、「法廷で証言しないといけない上、みんなに見られてしまうよ」というように交渉をしている弁護人もいます。被害者に弁護士が付いているとは限らないので、そこどころの正しい説明は、警察官や検察官からなされることが重要であるということは、従来から変わらないと思います。

次に、強制性交等罪の対象行為が拡張され、実行行為に口淫も含まれるようになりました。この点についても、口淫の実態は、何ら姦淫と変わらないので、改正前の強制わいせつ罪という軽い罪でなくなって良かったと思います。やはり、罪名のマジックといいますか、罪名が強制わいせつだと、途端に刑が軽くなるなどということを実感していました。行為態様が非常に悪質であっても、強姦を上回ってはいけないというような意識が働くのか、全体的に刑が軽かったように思います。

私が今担当している事件で、口淫のみの強制性交等致傷罪の事件があります。事案は非常に悪質ですが、刑法改正前だと罪名は、傷害罪、強要罪、強制わいせつ罪等になったと思われますので、おそらく実態に合わない軽い刑になったのではないのでしょうか。今回、強制性交等罪の実行行為が口淫まで拡大された趣旨は、権利侵害や被害者の苦痛等が姦淫と同等である点にありますから、口淫だけの強制性交等事件で、刑が軽くなることは許されないはずで、以前、ある人から、「『口淫が姦淫と同じぐらい辛いという理由が分からない』と言っている裁判官がいる」と聞いたことがあります。「口淫では妊娠しない」ということが根拠になっていたようで、その方は、「そのような問題ではなく、口は御飯を食べるところですよ」と答えたそうですが、そのような感覚を持っている裁判官もいるということで、この事件の量刑については、非常に注目をしています。

また、今回の刑法改正では、強制性交等罪の刑の下限が引き上げられた点が良かったと思います。よほどの事情がない限り、執行猶予がつかないということです。被害者に説明する際に、「よほどの事情がない限り、基本的には刑務所行きになるよ」と説明すると非常に安心してくれます。加害者が社会で自由にしているという点で、執行猶予は無罪と変わらないので、被害者はとても怖いのです。ただし、性犯罪加害者は、社会的地位があり、お金もある人も結構いるので、それなりの金額の被害弁償がなされることも少なくありません。被害弁償の額が、どれくらいになると、「よほどの事情」とされるか分からないということもあります。私は、性犯罪被害の場合、被害弁償を受け取る際に宥恕文言はつけないようにしています。加害者が被害弁償するのは当然であって、それを受け取るからといって、許す気がないのに、お約束みたいに、「宥恕します」などと言わなくていいと伝えます。実際に、被害者に「許す気持ちがありますか」と聞くと、「許してもいい」と答えたことは、ほとんどありません。条例違反の痴漢のケースではたまにありましたが、基本的に、被害者が許すということはないので、「宥恕文言はつけず被害弁償だけ受け取りましょう」と対応しています。しかし、宥恕文言をつけないにしても、ある程度の額のお金を受け取った場合、かなり減刑されてしまうのではないかと、ということが気になってしまうことはあります。

ちょうど今、改正前の集団準強姦事件にあたる準強制性交等罪の被害者の代理人をしてい

ますが、共犯者からそれなりの金額の被害弁償がなされています。民事訴訟での慰謝料と同じくらいか少し高めと思える金額ですので、裁判所がその金額をどの程度、減刑の目安にするのかということについて注目しています。

次に、刑法改正について、附帯決議がありましたけれども、その中に本当にすごくいいことが沢山書いてありました。世の中少し変わり始めたのかなと思って、とても嬉しかったです。例えば、暴行脅迫や抗拒不能の認定について、心理学的知見、精神医学的知見などについて調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官、裁判官に対して、研修を行うこととされています。刑事司法に携わる人たちの被害者に関する知識が不正確であると、被害者は救われず、裁判官のなにげない一言で全てが台なしになることもありますので、このような研修を行うことは非常に重要だと思います。

それから、性犯罪が潜在化しやすいという傾向を踏まえて、性犯罪の被害に関する調査を実施し、実態把握に努めることということが定められました。性犯罪被害の実態の把握は、そもそも潜在化しやすいことなので、本当に困難だと思います。ただ、それをあえて調査することで、性犯罪被害が潜在化する理由もより明らかになってくると思いますし、調査研究すること自体が非常に重要で、再犯防止や性犯罪の減少に繋がるのが強く期待されるので、この附則についても大いに評価したいと思います。

次に、改正刑法から離れまして、量刑に関して、性犯罪の実態に即した対処が行われているかどうかという話をします。

求刑もそうなのですが、この量刑はどうだろうと思うことが少なからずあります。例えば、性犯罪は、初犯で捕まるということはまずありません。大体、捕まったときには犯罪性向が相当進んでおり、しかも、その時点で被害者がすごい数になっていることが多いです。

例えば、宮崎ビデオ事件といえば分かるでしょうか。悪質な示談交渉で被害届を取り下げようとし、盗撮ビデオの原本を没収するのに長い時間が掛かった事件ですけれども、あれは、強姦1名、強姦未遂1名、強制わいせつ3名の被害者5名の事件でした。被告人は全面否認です。法廷での被告人の態度も、被害者を嘘つき呼ばわりするなど、非常に悪かったようです。盗撮したビデオは、「今後徹底的に対応して、半生をかけて闘うので、その武器になるビデオテープは返さない」と述べていました。そのため、被害者は、被告人がどこにコピーをとっているか分からず、加害者が出所したら何かされるのではないかという恐怖感がありました。被告人は、そのような態度で、事後の情状も悪かったのですが、求刑が懲役13年、判決が懲役11年ということで、これはちょっと求刑自体軽いのではないかなと思いました。

その一方で、私が経験した裁判員裁判事件で、これは、1件だけ裁判員裁判になりまして、準強姦致傷が1名、この致傷はPTSDです。ほかにも、準強姦や準強制わいせつが7名、合計11件の事件でした。宮崎ビデオ事件より被害者の数が3名多いという違いはあるのですが、これは求刑が懲役25年、判決は懲役20年でした。法廷における被告人の態度はさほど悪くなく、PTSDについて争ってはいたのですが、被告人はその意味がよく分かっていないようで、むしろ、弁護人の意向で争っていたという面がありました。しかし、そのせいで、被害者は法廷で証言しなくてはならなかったし、また、精神科医が証言するなど、結構手間が掛かりました。被害弁償はありませんでした。こういった事案でしたが、私は、自分が担当した事件でありながら、求刑でも20年はいかないかなと思っていたので、求刑が懲役25年と聞いたときは、本当にびっくりしました。

ほかの弁護士から聞いた話ですけれども、「性犯罪のやる気は検事次第」と言った検事さんがいたそうです。確かに、起訴するかどうか、いかに求刑を頑張るか、検事の気合い次第という気がしてならないといえますか、宮崎ビデオ事件も本当にひどい事件で、その公判の担当検事もすごく怒っていたらしいのですが、その割に求刑が甘いという気がしました。

先ほども述べましたが、やはり、罪名が強制わいせつだと軽いですね。強制わいせつで前科がないとなると、基本的に執行猶予が付きます。私が担当する事案も強制わいせつは多いのですが、救われない被害者が多いです。

例えば、取引先の男性から、仕事中に女性がわいせつ行為をされた事件があります。法改正の後だったら、強制性交等罪になったかもしれない事案です。この件は、被告人が公訴事実を認めると言いながら、法廷での態度が非常に悪く、落ち度のない被害者をことさらに非難し、裁判官も、「争うのですか」と何回も確認していたほどでした。明らかに裁判自体が二次被害の場になっていたにも関わらず、求刑が懲役3年、判決は懲役3年執行猶予5年でした。被害弁償はありません。

もう1件は、重い障害がある未成年者がわいせつ行為をされた事件で、求刑が懲役2年で、判決は懲役2年執行猶予4年でした。この件も、公訴事実以外に、その家族の生活全般に多大な影響が出ていたことから、裁判では様々な事情を訴えました。でも、判決書を読む限り、それらがあまり考慮された様子はありませんでした。求刑も低いし、裁判所も最初から執行猶予のつもりだったのかなという印象がありました。罪名に捉われずもっと実態を見てほしいですし、検察ももう少し求刑を引き上げてほしいなと思いました。

判決で執行猶予がついたとき、被害者は、「これって何だったのだろう」、「あんなに一生懸命意見陳述したのに」という感じで、本当にお葬式みたいに暗くなります。たまたま今話した2件は同じ検事が担当で、検事の方は本当に一生懸命頑張ってくれて、被害者に対して「申し訳ない」と言いました。検事が一生懸命やってくれたことは被害者の救いになっていると思います。おそらく求刑は検事個人の感覚で上げられないのかもしれませんが、全体としてもう少し高めに求刑してくれればなと思います。

というのも、裁判所の判決が軽いということについては、仕方ないと思える被害者は結構いるのですが、検察の求刑が軽いと、「誰が被害者のかわりに闘ってくれるのか」という気持ちを抱く人がとても多いのです。様々な事情はあると思うのですが、被害者のその気持ちをもう少し酌んでいただけたらなと思います。

次に、捜査前や捜査中、公判中や裁判後など、段階ごとにどのような被害者支援が必要かというところについて、その実態と私が課題と感じているところを述べたいと思います。

まず、捜査に至る前段階では、法テラス関連の問題です。日弁連の委託援助制度の中に、被害者支援があり、預貯金が300万円以下の被害者は、償還義務なしに弁護士を付けられるという制度があります。相談は3回まで被害者が払う必要はなく、受任した場合の着手金も被害者自身が支払う必要はなく、加害者側から被害弁償を得られたとき、その中から大体12%ぐらいを弁護士報酬として支払うことになっているので、基本的に被害者の自己負担はありません。この日弁連の委託援助制度は、日弁連が法テラスに委託していて、被害者と弁護士と法テラスの三者契約です。

ただし、委託援助の対象となる犯罪は、生命・身体に関する罪に限られています。財産犯は対象外です。ただ、窃盗でも、下着泥棒など性的意味合いを含むものは対象になります。

ケース・バイ・ケースなので、その都度問い合わせて下さいと言われているのですが、範囲が狭いといえますか、実質を見ると言うてはいるけれども、必ずしもそうではないと私は感じています。

例えば、ある女の子が、行政の人と一緒に相談に来たケースです。加害者が勾留されなさそうとか、もう勾留期限が迫っているということで、福祉や行政の人が駆け込みで被害者を相談に連れてくることはよくあります。行政の人から電話が掛かってきて、「性犯罪被害に遭った女の子が役所に相談に来ているので、先生に1回相談してもいいですか。お金はないので援助制度を使えると思います」という感じです。私はもちろん、「いいですよ」と応じるのですが、いざ話を聞くと、性犯罪に当たらない事例が結構あります。

例えば、知り合いの男性から脅迫されて、過去に暴力もあり、風俗で働かされ、その給料を脅し取られたという女の子がいました。男性は逮捕されたのですが、被疑事実が強要罪だったので、「強要罪は委託援助の対象になりません」と言われました。その子が、一番傷ついているのは、風俗で働かされたということです。もし警察が、加害者を傷害罪で逮捕していれば、それは問題なく委託援助の対象になります。「強要罪といっても性被害の意味合いが強い。罪名が強要罪だから対象にならないのはおかしい」と訴えたのですが、認められませんでした。制度が使えないとはいえ、相談料を本人に請求するのもかわいそうだったので、私も相談料を得られませんでした。その後、無料で引き受けるわけにはいかないので、正式に受任することもできませんでした。こういったケースが意外と多いです。

行政の方も、具体的な罪名はよく分からないこともありますし、例えば最初に電話があった時に、「罪名は何ですか」と聞いて、「多分性犯罪だと思います」と言われたときに、被害者に詳細を確認するようお願いするのも酷ですし、被害者も気が動転してよく分かっていないこともあります。「明日行ってもいいですか」とか「警察が明日加害者を保釈すると言っているので今日お願いします」といった依頼は、確認に時間をかけていられませんので、委託援助の対象を是非広げてほしいです。被疑者の場合は、当番弁護もあるし、様々な制度があって、ほぼあらゆる犯罪に弁護士がつくよう網羅されています。にもかかわらず、被害者の場合に支援の範囲が狭いというのは、非常に疑問に思っています。

また、日弁連の委託援助から外れますが、性犯罪被害者は、メンタルをやられていることがすごく多いです。捜査に入る段階で、立件できそうだという場合、東京だと被害者支援都民センターにすぐに繋いで、臨床心理士についてももらいます。私からは、「実況見分ってこういうことをしますよ」とか、「根掘り葉掘り聞かれるけれど、それはこのような意味があって聞くのですよ」といった説明をし、臨床心理士には精神的なケアをお願いします。弁護士と臨床心理士がお互いタグを組んで対応するのです。そうすると、被害者の回復に資することが多いです。ただ、性犯罪の場合、そもそも被害届自体受理されなさそうだなという事案も多いのです。話を聞くと、被害者の話の通りだとしても性犯罪の構成要件にあたらなそうという事案もありますが、性被害に遭っていること自体は間違いないのに、単に証拠がないから立件が厳しいかもしれないという事例も多いです。

後者の場合、都民センターの方でも全ては引き受けられません。罪名が付かないと難しい面もありますし、キャパシティの問題もあります。そのような場合、被害者に全て自費でカウンセリングを受けてというのは、余りにも酷です。法律やメンタルの支援が難しい事案、特にヒアリングの結果、単に証拠がなかったり、足りないだけだと思われる人たちには、せ

めて、メンタルの方は経済的に救ってあげられるような制度があればと非常に強く感じています。

次に、捜査段階における被害者支援ですが、子どもが被害者の場合は公判でも司法面接の結果を利用できるようにしてほしいと思います。国によっては、公判でビデオをそのまま主尋問のかわりに使っているところもあるみたいですが。反対尋問は憲法上の権利なのでやらざるをえないでしょうが、せめて主尋問だけでもしなくてすむように、制度と法律を整備してほしいと思います。

また、加害者も被害者も児童というケースが結構あります。学校内のトラブルは多いです。その場合、警察が単に児相に通告して終了ということがあります。担当の警察官によるかもしれないですが、児相に通告したという連絡すら被害者にしてくれない人もいます。そのため、被害者がどうしていいかわからず、「警察に何回も連絡していいのだろうか」と相談されることもあります。私から警察に問い合わせると、児相に通告したことは教えてくれるのですが、児相に通告した後、児相でどう処理されたかということは、弁護士であっても児相は全然教えてくれません。

加害者も被害者も児童の場合、大体、学校も同じ、家も近所、習い事も一緒というケースが多いです。そのような場合、児相に通告しただけとなると、被害者の親が、「どうしたことだ」と思うのは当然ですし、被害者の子ども自身が怖くて学校に行けなくなってしまうこともあります。せめて、児相でどのように対応したとか、その程度のことは、情報開示する制度を作してほしいと思います。特に、加害者児童側に弁護士が付いていない場合、被害者に弁護士が付いていてもなかなか加害者側へのアクセスは難しいので、情報開示の制度は是非あればいいなと思います。

それから、捜査段階に限りませんが、やはり、被害に遭ったらできるだけ早く被害者に弁護士を繋いでほしいと思います。日弁連の委託援助や国選被害者参加弁護士制度があるので、刑事事件に関しては、弁護士費用は基本的に掛からないことが多いということを説明して、受任するかどうかはともかく、1回は法律相談に行くように促してほしいです。性犯罪被害者は若い女性が多いので、資力要件はほとんどクリアできます。

そこで検察にお願いですが、検察官から被害者に弁護士をつけるよう促してほしいのです。警察は、相変わらず、「弁護士は敵」というイメージがとても強いのです。警視庁の被害者支援室は被害者の弁護士によく対応してくれますが、被害者の代理人と言っても、現場の警察からは「弁護士が何しに来た」というようなすごく嫌な顔で見られることが少なくありません。警察の方に講演する時「私は弁護士だから皆さんの敵ですか」と話すと、皆さんすごく喜びます。現場の刑事さんは本当に大変だと思います。自分たちが逮捕したときには、被疑者はわんわん泣いて、「悪かった」と言っているのに、弁護士が接見した後は、突然黙り込む。「あんなことしていいのですか」と警察の方から質問されたりするので、「法律上はいいのですが、ごめんなさい」と答えています。被疑者にそのような態度を取られる刑事さんが本当に困っていて、正義感から、弁護士嫌いというのもよく分かるので、警察から被害者に対し、弁護士をつけるようにとは言いにくい面があるかもしれません。早く弁護士が付いたほうが、被害者の回復も早いと感じていますので、検察官から被害者に弁護士をつけるよう説明してほしいのと、警察にも「被害者の弁護士は警察の敵ではない」ことを言っただけなら、と思います。

次に、公判段階ですが、子どもが証言する場合、二次被害が生じないような最大の配慮をしてほしいと思います。証言させること自体、適切ではないという精神科医の指摘もあります。

被害者が子どもだった事件で、とても考えさせられたケースがありました。公判担当検事は大変熱心な方で、被害者両親や精神科医から話を聞いた結果、証人尋問によって小康状態にあるPTSDが再発する可能性があるため、その後の治療期間等も考慮し、尋問を長期休暇中に行ってほしいと裁判所に要請しました。しかし、そうすると公判期日がかなり先になってしまうため、弁護士から異議が出て、裁判所もこれを認めて学期中に期日を入れそうな感じでした。担当検事も私も裁判所に意見書を書き、最終的には、被害者のご両親の「大人の都合で裁判を進めないでほしい」という強い意向が受け入れられ、長期休暇中に実施されたのですが、本当に、大人の都合で進めないでほしいと思いました。

また、公判に備えて、事前に、ビデオリンクの部屋の下見をさせてほしいと裁判所にお願いしました。私は、子どもが自分が被害に遭ったことを証言するために裁判所に来るとするのは、どれだけ緊張感があることか分かりますか、という話をしました。しかも、ビデオリンクの小さな部屋に閉じ込められて、ビデオカメラの前で証言しろと言われても、大人でも嫌なものです。そのような趣旨で下見をお願いしたのですが、裁判所から、「ほかにそういう例があったのか、何部で認めたのか、事件番号を教えて」などと言われました。そのような回答に腹が立ちましたが、これは絶対に実現しないと意味がないということで、検事と一緒に頑張った結果、下見が出来ました。

もし、検事がそこまで頑張ってくれる人でなかった場合や、被害者に弁護士が付いていなかった場合はどうなっていたのだろうと、とても心配になりました。今後同じようなケースがあったら、検察庁からも、子どもの場合、ビデオリンクの部屋は必ず下見させるように裁判所に働き掛けてほしいですし、内規のようなものを作り、法廷における子どもの証言の際に、子どもを二次被害から守る取組を徹底していただきたいと思います。

また、被害者支援都民センターの方から教えていただいたのですが、被害者が証言する際に、被告人と同じ椅子に座りたくないと言う人が何人かいたそうです。この点は、私、気づいていなかったのですが、言われてみると当たり前の考えです。被告人と同じ椅子に座りたくないということで、ずっと立って証言した人もいます。そのようなこともあり、都民センターの方は、被害者は、被告人と別の椅子にしてもらうように頼んでいると聞きました。この話を聞いて、私も当然だと思ったので、被害者から言われなくても、今後は、私から申し入れしようと思っています。ですから、検察庁も、当然のこととして、被告人の座ると一緒の椅子にしないでくださいと申し入れるのを当たり前の運用にしてほしいなと思います。

次に、被害者の情報の保護についてですが、被害者特定事項の秘匿決定がなされた事件でも、私は秘匿が非常に甘いと思います。特に、被害者が特殊な職業だったりすると、言葉一つにも気をつけなければなりません。その職業でしか使わない単語等には、特に注意してほしいと思います。最近、SNSを利用している人が多いので、ちょっとしたことで「被害者はこの人ではないか」といった「犯人捜し」がネット上で行われてしまい、犯罪被害以上の痛手を受ける被害者もいます。法廷でどの言葉を使っているのか使っていないのか、ということは事前に協議されますが、弁護士は防御に必要ないと思われるようなことでもできるだけな

マの言葉を使おうとしますし、裁判所もわりと「そのくらい、いいではないですか」という傾向にあります。ですからそこは、検察官に頑張っていたきたいです。

それから、被告人から保釈申請があったら、すぐに被害者側に知らせてほしいと思います。検事によって対応がばらばらで、何度も保釈申請する被告人がいて、その度に電話をくれる人もいます。一方で突然「今日保釈になりました」「実はもう保釈されています」という連絡だけ来る場合もあり、「何故早く教えてくれなかったのですか」ということもあります。被害者は、「加害者は捕まっているから安心」と思っています。事前に保釈申請の連絡があれば、「最近保釈が認められやすいから、出てくるかもしれない」と被害者に伝えることができるので、被害者は心の準備もできます。しかも、被害者には「保釈される前に自分も何か一言、言いたかった」という気持ちもあります。

最近、否認事件で、被害者の証言が予定されていても、割と簡単に保釈されます。ですから、保釈申請があったら、是非すぐに知らせてほしいと思います。そのようなときには、被害者から直接裁判所に意見は言えませんが、私が、「保釈されたら困る」という検事宛ての報告書を出して、それを意見として一緒に出してもらったりしています。その効果があったのかどうかは分かりませんが、保釈が認められなかった例もありました。結果的に保釈になったとしても、被害者のためにできる限りのことはしてあげたいと思うので、保釈の申請があったら必ず連絡をしてほしいと思います。

また、法テラスの問題ですが、刑事損害賠償命令制度の利用に当たり、弁護士費用等の立替えを受けることができる制度があります。これは、法テラスの民事扶助です。着手金で大体、弁護士費用が8万円くらいです。これは飽くまで立替えなので、被害者は分割で法テラスに返済しなければなりません。ただ、損害賠償命令の決定が出て、回収が見込めないケースも多いので、8万円の払い損になる可能性もあります。そのようなことから、申立てを断念するケースもあります。性犯罪被害者は若い女の子が多いので、8万円は大金です。弁護士費用8万円を払っても、1円も戻ってこないかもしれないと言ったら、断念せざるを得ない人もいます。それがとても残念です。日弁連の委託援助だと、刑事事件の中で被害弁償金を受け取れたら、入ってきた金額の12%くらいが弁護士報酬になります。要するに、お金が入ってきたら、その中から少し払ってもらうけれども、持ち出しはない、だから損はないというシステムです。刑事損害賠償命令は純粋な民事とは違うのですから、損害賠償金を回収できたら、その中から弁護士費用を払うけれども、回収できなかつたら、着手金は償還義務を免除するという運用に変えられないのかなと思います。

損害賠償命令の申立てを行う事案というのは、大体加害者が被害弁償していないケースです。全面否認か、「お金がない」と開き直るケースか、どちらかです。それでも、有罪判決が出て、賠償命令が出れば、支払う人もいます。特に実刑判決が出た場合に、慌ててお金を払ってくる人もいます。控訴して、執行猶予をつけてほしいからです。ですから、損害賠償命令の申立てをする意義は、とても大きいので、着手金8万円のために躊躇してほしくありません。しかも、結審までに申立てをしなければならないので、判決が出た後では間に合いません。加害者が今はお金がないと言っているけども、債務名義を取っておけば、いずれ加害者が働くようになってから差押えできるかもしれません。悪質な加害者の逃げ得にならないよう、着手金の8万円は何とかしてあげられないかなと思います。

刑事損害賠償命令の決定や民事訴訟の判決が出た場合でも、損害賠償金を回収できないこ

とが多いです。被害者は若い女性が多いので、もともと資力がない上に、精神的な症状が非常に強く、会社を辞める人も多くいます。働けない、治療には時間とお金が掛かる、しかも、犯給金（犯罪被害者等給付金）の要件に当たらない人が多いです。性犯罪被害の特殊性に鑑みて、経済的支援制度というのは、別建てで何か必要なのではないかなと思います。

それから、次に、保護観察中の心情に関する伝達制度についてです。かなり前の事件で、当時未成年だった女の子が、路上でいきなり男から姦淫された事件がありました。女の子は多大な心身のダメージを受け、人生そのものが変わってしまいました。加害者には余罪もあり、かなり長く刑務所に入っていました。

加害者に対しては、刑事損害賠償命令の決定が出ていました。私は、被告人が服役中に時々手紙を出して、「少しずつでも払うように」「返済計画を立てて知らせて」と伝えていました。この加害者には真面目な面があり、ちゃんと返事を書いてくるんです。「今お金がない」とか。私の方から「お金がないなら誰か頼んだら」と手紙を書くと、「では親に頼んでみます」という返事があったり、そんなやりとりが続いていました。結局、全く回収できないまま、仮釈放になり、今、保護観察を受けています。そのため、保護司を通じて、被害弁償するように働き掛けるのが、お金を回収できる最後のチャンスになるのではないかなと思っています。

被害者はもう成人しているので、心情に関する伝達制度を説明したところ「伝達制度を使って気持ちを伝えたい」と話してくれました。私がいきなり保護観察所に電話しても、「本人から電話させてください」と言われるので、被害者に対し、保護観察所に連絡できるか、頑張れるか聞いたら、「頑張ってみます、電話します」と言うので、電話してもらいました。そうすると、保護観察所は、「弁護士に頼むとお金が掛かりますし、あなた自分1人でやってください」という返事だったそうです。もし、そういう言い方をしたのであれば、私は、色々な意味で心外だと思いました。私は、損害賠償命令が出たのにお金を回収できなかったことがかわいそうだと思いますし、それは私の責任でもあると思っているので、損害賠償命令が出た後は、今まで全部無償でやっています。「弁護士に頼むとお金が掛かるから」という言い方もそうですが、「あなた自分1人でやって」などと言って、弁護士を排除しようとしたのであれば、なぜそういうことをするのか、その理由が全然分かりません。被害者が、自分一人で手続その他をすることの苦痛を、分かってほしいのです。

私は保護司もしているので、所長さんに直接言えますが、それも変な話だし、もしかして、元々このような運営がされているのかなとも思い、少し様子を見ているところです。

私は、保護司になって2年になりますが、被害者に関する研修を受けたことは全くありません。研修があるのだとしたら、もっと増やしてほしいと思います。そもそも、被害弁償を全くしていないのに、何故仮釈放が認められるのかなとも思っています。保護観察中の被害者対応についてもう少し考えていただきたいと思います。長く保護司をやっている方で、「保護観察の面接をしていると、保護観察対象者は甘やかされていると感じることがある」と言う人もいます。保護司さんたちは、実は、「日本は加害者に甘い」、「被害者が救われていない」、ということを非常によく感じている人たちだと思います。だから、保護観察所が実施している研修と保護司さんの気持ちが、ずれているのではないかなという気もしていますし、保護観察制度の中でどう被害者に向き合っていくかということについても、もう少し検討してほしいと思います。

次に、性犯罪の再犯防止についてお話しします。そもそも被害者というのは、加害者を全然信用していません。「更生しました」と言われても、「なんだそれ」という感じです。執行猶予がつくのも怖いですし、出所したりして加害者が自由になることがとても怖いのです。

私は、性犯罪加害者の治療に当たっている医療関係者と、最近よくお話をしますが、「性犯罪者というのは、死ぬまでプログラムを続けなければならない」とのことで「保護観察が終わってからが大事なのに、そこからの手当てが全然ないことが問題」「保護観察が終わってからも定期的にプログラムを受けなくてはならない、それを受けなかったら収監するぐらいの強い制裁を科さないと、絶対に再犯する」とおっしゃっています。ですから、こういうことについても、本格的に実態調査や各種調査をすることが重要ではないかなと思っています。

最後に、性教育、性犯罪予防や潜在化についてお話しします。

性犯罪だけではないのですが、性教育の必要性というのは、本当に強く感じています。最近私も、いろいろなところから声を掛けていただいて、講演や講義をすることがあります。ある大学に行って話をした際、「性犯罪に遭ったら、皆さんどうしますか」と尋ねたら一番多い答えは「黙っている」でした。次に、「お母さんに相談する」、「親友に相談する」です。「110番する」や「警察に行く」は、全く出てきませんでした。そこで私が、「もし被害に遭ったら、まず110番してください」と言うと、「えっ」という反応です。「そんなことで110番していいんですか」という感覚なのです。

私は最初、110番をしないのは、「警察が怖い」とか、「恥ずかしい」とか、「110番すると、家にパトカーがサイレン鳴らしながら駆けつけてしまって、周りにばれてしまう」とか、そういう理由かと思ったのですが、そうではなくて、「110番通報していいと考えたことがない」とか、「110番してくださいと誰も教えてくれなかった」と言うのです。私はびっくりしましたが、「では、どんなときに110番するのですか」と聞くと、「火事」とか、「どこかで煙が出ている」とか、「交通事故」とか、「住居侵入」とか、そういうことだと110番するのだそうです。

今、未成年者を含む若者が、簡単に裸の自画撮りを送ってしまうといったことも、性教育の貧困が原因だと思っています。学校では正面から教えません。ネットではアダルト情報が溢れていて、アダルトビデオとか盗撮の画像とか、そういうものが子どもたちの性教育の教科書になってしまっています。その誤った知識のまま、大人になっています。だから、二十歳過ぎた人でも、彼氏や上司から、膣外で射精すれば妊娠しないと言われて性交渉したのに妊娠してしまい、中絶したというようなことが、とても多く起きています。まだそんなことを信じているのか、と思いますが、そう思っている人はたくさんいます。自分の性がすごく大事なことで、他人が侵してはならないという意識が非常に希薄だと思っています。だから、自分の裸の画像を、簡単に送ってしまうのです。

性教育は必要ですが、私は教師にやらせないでほしいと思っています。学校の先生は本当に忙しいし、例えば、高学年の子や、低学年でもませた子だと、「あの先生はいやらしいことを言った」だのなんだのはやし立ててまともに聞こうとしないし、先生もやりにくいと思います。授業や、学校の枠でやると、それは学習指導要領の範囲外だという問題になりやすいので、例えば特別講義といった体裁でできないかと。私が提案したいのは、まず、体や性の仕組みをきちんと知ってほしい。だから、それを教えられるお医者さん、例えば産婦人科

医に話をしてもらおう。そして、もし性被害に遭った場合に、どんなダメージを受けるのか、どんな治療をするのか、どう回復していくのかを説明できる心理士さんや精神科医の話。次に性被害に遭わないために、どう予防すればいいか、遭ってしまった場合には被害者はどうすればいいのか、捜査の流れなどを、警察に話してほしいと思います。最後に、もし性被害に遭った場合に、法律で何ができるか、司法は何をしてくれるかということの説明できる弁護士の話。この4者でそれぞれ30分ずつ、2時間くらい実施したら、かなり充実したものができると思います。聴衆は、子どもだけ、保護者だけ、子どもと保護者が一緒など、いろいろなパターンがあっていいと思いますし、それぞれ話し方などが変わってくると思いますが、そのような取組をやっていかないと、子どもたちの安全は守れません。性の重要性が分かれば、学校、塾、部活の中での、いわゆるスクールセクハラと言われる被害も潜在化しにくくなるのではないかと考えています。

次に、性犯罪被害者に対する偏見をなくすための、理解を求める啓蒙活動の必要性です。性犯罪の被害者にも偏見はあるし、加害者にも偏見があると思います。「加害者は非常に欲求不満である」、「もてない人間である」、「すごく性欲が強い」などと一般的に思われていますが、そうではなく、皆さん御存じだと思いますけれども、エリートが多いですし、特別にもてないということもないし、何か、ほかの犯罪者とはちょっと違う生真面目さがあったりします。このような偏見がある理由は、1つは性犯罪の実態を全く伝えない報道の問題があると思っています。言葉一つにしても、「婦女暴行」や「幼児にいたずら」では、何をやっているのか全く分かりません。裁判員裁判になり、性犯罪の量刑が重くなったと言われてはいますが、私は、裁判員が性犯罪の実態に驚き、正しく被害を認識するようになった結果だと思っています。

報道の人とは、よくそのような話をします。今、性犯罪被害当事者の山本潤さんや、問題意識を持った報道関係者の人たちが一緒になり、「性暴力と報道対話の会」という勉強会が行われています。そのような試みをもっと広げないといけないと思います。例えば、法務省が主催して、メディア各社の人たちに集まってもらって、全て非公開でディスカッションをしてもらうとか、ヒアリングを行うとか、そのようなものは無理なのでしょうか。「報道に対する介入」等と言われてしまうのでしょうか。私は、報道の問題はとてとても大きいと思っています。これは報道の人たちに任せるしかないというような次元ではないのではないかと考えています。

最後に、ネットでの誹謗中傷の取り締まりというのが非常に重要だと思います。性犯罪被害者を誹謗中傷したがる一部の人たちがいます。現在も一部のメディアが「ネットハラスメント」という問題を取り上げてくれていますが、悪質な投稿には罰金や懲役などの刑事罰を科したり、警察が犯人を捜査できるような法を整備したりすることが必要ではないかと思っています。一部の報道によると、SNS等の運営企業に対して、ヘイトなどの違法な書き込みを放置した場合、多額の罰金を科すことができる法律がある国もあるそうです。こういう海外の取組を紹介すると、なぜか日本は、児童ポルノのときもそうでしたけれども、「表現の自由」を殊更に強調し、議論自体を嫌がる人が出てきます。そうではなくて、被害者を守るという観点から、悪質な誹謗中傷を許さないということ、国として厳しい姿勢を見せることが、非常に重要ではないのかと思っています。

以上です。

○関口大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

先生、ありがとうございました。

それでは、御質問のある方は、挙手の上、御発言願います。

○保坂刑事局刑事法制管理官

ありがとうございました。

最初のほうでお話いただいた、非親告罪化を評価していただいているということでしたけれども、親告罪ではなくなったとしても、手続を進めていいかどうか、あるいは処罰意思があるのかどうかということは、被害者の方の意思を尊重してやっていきたいと思いますということになっており、その意思を確認することがあると思います。そのことと、手続として告訴が必要、つまり、法律上、告訴がないと起訴できないという仕組みの下で、検察官等の捜査機関側から、「告訴しますか、しませんか」と確認されることと比べて「手続を進めますか、進めませんか」、「処罰を望みますか、望みませんか」ということでは、やはり、大分受けとめが違ってくるのかどうかを教えてくださいませんか。

○上谷さくら先生

おそらく、これまでも被害者側のことを非常に配慮してきた捜査機関側の人は、告訴が必要かどうかや、「処罰意思がありますか」というようなところは、多分、うまく説明できていたと思います。

しかし、そうではなくて、「告訴がないと、起訴ができないので、あなたが決めてください」と言ってしまうタイプの人があると、被害者は、混乱してしまいます。「処罰意思がありますか」、「裁判になっていいですか」と質問して、被害者が「ぜひしてください」と言ったら、それで多分オーケーだったと思います。あとは、「これ、一応書式があるので」といって書いてもらえばよかったと思います。今のところ、検察官から、非親告罪になったので楽になったという話は、余り聞いたことがありません。

○保坂刑事局刑事法制管理官

ありがとうございます。

○是木刑事局参事官

何点かあります。一つは、先ほど、性犯罪の量刑についての話がありました。御経験からしまして、一定の量刑を確保していく上で、「こういう方策が有効なのではないか、こういう点が強調されてしかるべきなのではないか」というようなポイントがございましたら、教えてください。当然、私たちなりに考えてはいるところではありますが、「このような立証活動が有効だったのではないか」というふうに、被害者側の立場から見て、お気付きの点があれば、教えていただきたいというのが1点。

もう1点は、さまざまな段階における支援のお話があり、例えば、二次被害を防止していくことの重要性、特に児童の場合などについての御指摘がありました。非常に悩ましい問題として、やはり、複数回話を聞くことが二次被害につながるというような指摘が、しばしばなされるところではありますが、他方で、しっかりと事案を把握して、きちんと立証していくためには、そのようなことが必要だというような観点もあって、なかなかそのバランスが難しいのかなというふうに感じております。

一義的な正解というのがどこにあるのか、なかなか認定し難いところでもありますが、どのようなアプローチで対応していくと、被害者の方の負担がより減っていくとお感じになる

か、その辺りについての御意見を教えていただけたらと思います。

○上谷さくら先生

一点目について、強制わいせつの過不足ない立証活動自体は、どの検察官も、もちろんしてくれていると思います。ただ、例えば論告があっさりしている人と非常に強く言ってくれる人と、個性があると思います。「本の目次みたいにあっさりしてるな」と思ってしまうケースもあり、行為の悪質性や被害者の傷つきなどを、もう少し強調してほしいです。

また、被告人質問の際に、最近はやりのようですが、明らかに裁判対策で、「クリニックに診察に行きました」と言う人がいます。そこは検察官にスルーしてほしいところです。検察官が質問しないので、私から、「次の予約はいつですか」、「先生から何と聞きましたか」、「お金は幾ら掛かりますか」、「費用は誰が払うのですか」などと必ず質問するのですが、大体何も答えられないです。ですので、裁判所にも、「クリニックに行っている」という発言を更生意欲の表れとして簡単に有利に評価してほしいので、検察官からもっと具体的に質問して、明らかな裁判対策で行っているかどうか確認してほしいと思います。その結果、「自分はこういうふうに行っている」、「更生したい」という言葉が出てきて、本当にその人が一生懸命通う気になっているのであれば、それはそれでおそらく、被害者にとっても安心材料になると思います。

また、強制わいせつもいろいろな態様があるのでしょうけれども、刑の下限が6か月というのが低すぎる気がしています。強姦と強制わいせつはもちろん違いますが、被害者にとってはそんなに変わらない。変わらないというか、「『姦淫だけはやめて』と加害者に言った結果、最後まではいかなかった。よかった」という程度です。強姦は、下限が5年になってから、ちょっと違ってきたような感じがします。

また、2点目について、被害者に複数回話をさせるという話ですが、子どもの場合、最初に話したときの記憶が正しいのは間違いないと思います。日付が曖昧だったり、時系列、前後関係が曖昧だったりというのは、それは大人でもあると思います。被害シーンのところだけ合っていればいいと思うのですけれども、証人テストをすると、聞けば聞くほど正しくなくなっていくような気がします。やはり子どもだと、何回も聞かれると、「あれっ、私間違っている」と思い、別のことを言ってしまうたりすることがあります。ですので、現在行われている法廷での証言も、「本当に司法の人たちだけで囲んでやってもいいのか、本当にそれで大丈夫か」と思います。

この間も、弁護人が「あなた、自分の調書を読みましたか」と質問し、子どもは「調書」の意味が分からないまま、「はい」と言ってしまったことがありました。検察官がすかさず、「供述調書の意味は分かりますか」と質問したため、「分かりません」という言葉を得ることができたのですけれども、非常に危ういなと感じました。私も司法面接はまだそんなに詳しくないので、もっともっと勉強しないといけないのですが、国としても、研究していかないといけないのではないかなと思っています。

○是木刑事局参事官

ありがとうございます。

○大場保護局観察課長

1つ、ヒントとして教えてほしいのですが、やはり司法と、先生が先ほどおっしゃったように、時間的な終わりというのが必ず来るわけで、いつまでも関わっていると、それこそ非

常に批判を受けてしまいます。そうすると、「保護観察が終わった後に、どこにつないでいくのか」ということが、とても大事なテーマだと思うのですが、例えば薬物だったら、依存ということになるので、ダルクがあります。裁判時の情状証人としてダルクの人を連れてくるように。性犯罪でしたら、特定のクリニックをという人がいますが、ダルクに比べて、性犯罪、特に加害者に対する支援を実施する医療機関は極めて少ないと思います。本当に日本の中でも数えるぐらいというのが私の認識です。

そうすると、そういった医療として提供するようところが、これから増えていくのは難しいことだと思います。法務省だけの話でもありません。誰がどのように動いたら、少しでもよい方向に動くとお考えでしょうか。

○上谷さくら先生

やはり、国の制度として実施しないとだめなのではないかと思います。おそらく、民間が自分たちの力だけで大きくなっていくのは無理だと思います。病院は女性が多い職場なので、性犯罪の加害者プログラムというのは、看護師さんたちが、そういう人が来ると自分たちも何かされるのではないかと嫌がるため、実施が非常に難しいらしいです。そういう意味でも、国立の病院が、各地にできたらいいと思います。

○大場保護局観察課長

ありがとうございます。

○野田大臣官房秘書課付

本日のお話の中で、性犯罪被害者に対する経済的支援について、犯給法（犯罪被害者等給付金の支給に関する法律）とは別の枠組みで、いろいろ考えるべきではなかろうかというお話をいただきました。一つのアイデアという形で、損害賠償命令制度における弁護士費用の点や、罪名の付かない事案におけるカウンセリング費用の点について御指摘いただきましたけれども、経済的支援といっても、犯給法のようにお金を渡すというものから、法テラスにおける援助のように費用の立て替えを行うというものまでいろいろなものがあると思います。本日例として挙げていただいたものもありますけれども、具体的に、やはりこの辺りは国としてやるべきではなかろうかと思われるところや、実態として足りていないと思われるところがあれば、もう少し教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○上谷さくら先生

おそらく、犯給法に似たようなものを作ったとしても、慰謝料まではカバーできないと思います。病院に通う実費や薬代、交通費ぐらいが限度ではないでしょうか。なので、最低限そこはカバーしてあげたいと思います。性犯罪の場合、損害賠償命令のメインは慰謝料ということになります。今は「慰謝料までいいや」と諦めてしまっている人も多いですけれども、せめて実費ぐらいは、何とか持ち出しにならないようにしてあげたいと思います。

○野田大臣官房秘書課付

ありがとうございます。

○関口大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

上谷先生、本日は本当にありがとうございました。